

令和6年1月31日

大阪府知事

吉村 洋文 様

大阪府人権施策推進審議会

会長 小野 達也

大阪府インターネット上における不当な差別的言動に係る

削除要請及び説示又は助言の基本的な考え方の策定について（答申）

令和5年11月27日付け人権擁第1615号により諮問がありました「大阪府インターネット上における不当な差別的言動に係る削除要請及び説示又は助言の基本的な考え方の策定」については、審議の結果、次のとおり答申します。

目 次

I	はじめに	2
II	不当な差別的言動に係る削除要請及び説示又は助言の基本的な考え方の策定	3
1	基本的な考え方の策定にあたって	3
2	削除要請	3
(1)	不当な差別的言動に係る侵害情報	3
(2)	特定の個人により構成される集団	5
(3)	不当な差別的言動か否かの判断が難しい場合	6
(4)	削除要請の対象外となる情報	6
3	説示・助言	6
(1)	説示・助言の使い分け	6
(2)	説示・助言の相手方	7

参考資料

- 資料1 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例
- 資料2 諮問書（令和5年11月27日付け人権擁第1615号）写し
- 資料3 大阪府人権施策推進審議会インターネット上の人権侵害解消推進部会名簿
- 資料4 審議経過
- 資料5 参考文献及び裁判例

I はじめに

大阪府では、インターネット上の人権侵害が深刻な社会問題となる中、令和4年4月に、府民の誰もが加害者にも被害者にもならない豊かなインターネット社会の実現をめざし、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」（以下「条例」という。）を施行した。

また、令和5年10月には、より実効性のある施策を実施するため、本審議会の答申を踏まえ、インターネット上の不当な差別的言動に係るプロバイダ事業者への削除要請や発信者への説示、助言等に関する新たな規定を加えるなどの条例改正を行った。

同年11月、知事から、こうした削除要請や説示、助言の実施に際しての基本的な考え方の策定にあたって、本審議会に諮問があったものである。

本審議会においては、専門的かつ迅速に検討を行うため、「大阪府人権施策推進審議会インターネット上の人権侵害解消推進部会」を設置し、同年11月から令和6年1月にかけて審議を進めてきたところ、この度、その結果について、以下のとおり取りまとめたので答申するものである。

Ⅱ 不当な差別的言動に係る削除要請及び説示又は助言の基本的な考え方の策定

1 基本的な考え方の策定にあたって

大阪府が行う削除要請及び説示又は助言については、いずれもインターネット上で不当な差別的言動を受けた被害者への支援として行われる行政指導であり、大阪府行政手続条例に基づき適切に実施することはもとより、発信者の表現の自由を一定の範囲で制約するものといえることから裁量権の逸脱濫用とならないよう留意する必要がある。さらに、大阪府では、インターネットの特性を踏まえた対応の迅速性を重視し、削除要請等の実施にあたり、個別事案ごとに本審議会への諮問を行わないこととしていることから、不当な差別的言動であるか否かを明確に判断できるよう考え方を整理することが必要である。

また、国やプロバイダ事業者においても、昨今のインターネット上の人権侵害の状況や裁判例等も踏まえながら人権侵害情報の削除要請等に関する法的問題の整理、検討が行われているところであり、基本的な考え方の策定にあたっては、こうした状況等も考慮しながら検討する必要がある。

以下、本審議会において、議論となった事項を中心に、削除要請及び説示又は助言を実施するにあたっての考え方を整理する。

2 削除要請

プロバイダ事業者への削除要請や人権擁護機関である法務省・法務局等への通報については、条例第12条において、「特定の個人（府内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。）若しくは当該個人により構成される集団又は府内の特定の地域に関する不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らかであり、当該侵害情報による被害者からの申出があったときその他必要があると認めるとき」に行うことができるとされている。

（1）不当な差別的言動に係る侵害情報

削除要請の対象となる不当な差別的言動に係る侵害情報については、条例第2条において、「人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認等の共通の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせ等の言動又は当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、若しくは誘発すると判断できる言動…による権利を侵害する情報」とされている。また、削除要請を行うにあたっては、条例第12条において、当該侵害情報があることが明らかであることが求められる。

大阪府が行う削除要請が裁量権の逸脱濫用とならないよう適正に実施されるためには、こうした侵害情報の明白性について法的根拠を整理することが必要であると考え

る。その検討にあたっては、インターネット上において人権侵害を受けている被害者がプロバイダ事業者に対して人権侵害情報の削除を求める際の法的根拠とされる人格権に基づく差止請求権を踏まえることが適当であると考え。以下、不当な差別的言動に係る侵害情報が、いかなる人格権の侵害にあたるかについて、主な人格権の侵害ごとに整理する。

ア 名誉毀損

人格権の侵害については、まず、条例第2条に例示される共通の属性を理由として、特定の個人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させる事実の摘示や意見・論評の表明をインターネット上に流通させる名誉毀損が挙げられる。

ただし、名誉毀損にあつては、その表現行為が公共の利害に関する事実であり、専ら公益を図る目的である場合で、摘示された事実がその重要な部分について真実であること又は発信者が真実と信ずる相当の理由があるとき、さらに、意見・論評の表明にあつてはこれらに加えて人身攻撃に及ぶなどの意見・論評の域を逸脱したものでないときは、不法行為が成立しないこととされている。そのため、削除要請を行うにあたっては、一般読者の普通の注意と読み方を基準とし、前後の文脈や発信者の投稿歴等も考慮し、社会通念に照らし適切に判断することが必要である。

なお、人種や民族、同和地区の出身者、性的指向、性自認等の事実の摘示については、その摘示のみをもって社会的評価が低下すると考えるのは適当ではなく、ウのプライバシー侵害やエの私生活の平穩の侵害として整理することが適当である。

イ 名誉感情の侵害

次に、共通の属性を理由として、特定の個人に対する社会通念上許される限度を超えると判断される侮辱性の強い言動等をインターネット上に流通させる名誉感情の侵害が挙げられる。

名誉感情の侵害には、特定の個人に対する賤称語や蔑称を用いた表現や特定の個人の存在を否定する言動等が含まれる。

ウ プライバシー侵害

次に、不当な差別的取扱いを助長・誘発するような、特定の個人が公にしていな人種や民族、障がいや疾病、同和地区の出身であること、性的指向や性自認等の共通の属性を識別することを可能とする情報をインターネット上に流通させるプライバシー侵害が挙げられる。信条や性別の摘示に関しては、直ちに不当な差別的取扱いを助長・誘発する情報にあたると考えられない場合もあるが、本人が公にすることを望まない場合等、状況に応じ検討することが考えられる。

ただし、特定の個人等が公にしている情報であっても、その内容により、プライバシー侵害や名誉感情の侵害、私生活の平穩の侵害として削除要請の対象となることも考えられる。

また、特定の地区が同和地区であったとする情報の摘示については、特定の個人

に関する情報ではないものの、当該個人の住所等と対照することにより同和地区の居住者や出身者であるか否かを容易に特定することができ、不当な差別的取扱いを助長・誘発するものと認められ、プライバシーの侵害にあたると思われる。当該情報の摘示については、それが学術研究等の目的によるものであるとしても、公開の態様や文脈等から、当該地区出身者等が差別を受けるなど具体的な被害を受ける可能性が相当に低いといえる場合でない限り、プライバシーの侵害にあたると思われることが適当である。

エ 私生活の平穩の侵害

次に、共通の属性を理由として、一般読者の普通の注意と読み方を基準とし、特定の個人の生命、身体、財産等に危害が及ぶおそれがあると評価し得る言動等、社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛を生じさせる言動をインターネット上に流通させる私生活の平穩の侵害が挙げられる。

(2) 特定の個人により構成される集団

条例第 12 条においては、特定の個人に関するものに加え、当該個人により構成される集団に関する不当な差別的言動に係る侵害情報についても削除要請の対象とされる。

大阪府においては、集団に対する不当な差別的言動であっても、集団の規模、構成員の特定の程度によっては、当該集団に属する特定の個人の権利が侵害されているとして、削除要請の対象としているところであるが、集団の規模が一定程度以上大きい場合については、裁判例等を踏まえれば、特定の個人の名誉感情への影響が抽象的なものとなるため、直ちに条例第 12 条にいう侵害情報があることが明らかであるということとは難しいとしている。

また、公益社団法人商事法務研究会が法務省の人権擁護機関やプロバイダ事業者等が行う誹謗中傷の投稿の削除に資するよう法的問題の整理を行った「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ（令和 4 年 5 月）」によれば、集団等に向けられたヘイトスピーチについて、「その集団等の規模、構成員の特定の程度によっては、集団に属する特定個人の権利・利益が侵害されていると評価できる場合があると考えられ、具体的には、少なくとも「〇〇市●●地区の△△人」といった程度に集団等の規模が限定されており、その構成員が特定されている場合には、名誉感情等の人格権の侵害を認めることができると考えられる。」としており、大阪府としても、こうした議論も考慮し、削除要請の対象を検討しているとのことである。

本審議会で審議したところ、例えば、特定の民族全体を指す差別的な言動など特定の個人を直接対象としない表現であっても、こうした特定の民族に対する言動により当該民族に属する府民が精神的苦痛を受けたとされる場合については、行政として削除要請を行う社会的な意義はあると考えるが、一方で、裁判例等を踏まえれば、民族全体への差別的な言動が当該府民の権利を直ちに侵害していることが明らかであると

いえるかというところには議論が残るところである。

こうしたことから、集団に対する言動について、裁判例や国における取扱いを踏まえ削除要請の対象を判断することは適当であるとするが、削除要請の対象外とした言動についても、その内容や相談者の精神的苦痛等を考慮し、必要に応じて、適切な関係機関やプロバイダ事業者等に情報提供を行うなど、相談者に寄り添った対応をとることを検討されたい。

(3) 不当な差別的言動か否かの判断が難しい場合

SNSで見られる文字制限のある短文での投稿については、当該投稿のみでは不当な差別的言動か明らかでないことも少なくないことから、一般読者の普通の注意と読み方を基準とし、当該投稿の前後や発信者が日常的に不当な差別的言動を発信しているかなど過去の投稿歴等も考慮して判断する必要がある。

その上で、大阪府において、不当な差別的言動か否かの判断が難しい場合には、被害者が法的な対応を行えるよう関係機関に繋ぐなど慎重に対応する必要がある。

(4) 削除要請の対象外となる情報

インターネット上の人権侵害情報への対応については、被害者自らが被害回復を図り、最終的には司法の場で判断されることが原則であり、既に訴訟手続準備中の事案や係争中の事案、また、訴訟が終了した事案等については、削除要請の対象から外することが適当である。

3 説示・助言

不当な差別的言動を発信する者への説示・助言については、条例第13条に、「前条の規定による要請又は通報を行ってもなお当該侵害情報が削除されない場合で、当該侵害情報を発信し、又は拡散した者が明らかであり、必要があると認めるときは、その者に対し、当該侵害情報の削除に向けた説示又は助言をすることができる。」とされ、削除要請によりプロバイダ事業者の自主的な対応を促しても侵害情報が発信され続ける場合等に、発信者に対して削除等の対応を促すものである。

(1) 説示・助言の使い分け

大阪府において、説示とは「発信者に対し、被害者から相談が寄せられていることを伝え、当該情報が侵害情報であるとして事理を説示し、反省を促し、削除を求める。」ものとし、また、助言とは「発信者に対し、被害者から相談が寄せられていることを伝え、当該情報の問題点を指摘し、人権意識の涵養を促すとともに、紛争解決の方向として削除を促す。」ものと整理されており、適当であると考えられる。

また、説示又は助言の実施にあたっては、侵害情報の内容等に応じて使い分けを行

うなど、より適切で柔軟な対応をとることが適当である。

(2) 説示・助言の相手方

不当な差別的言動の発信は匿名で行われる場合が多くあるが、発信者の氏名や住所が明らかでないときであっても、例えば、プロバイダ事業者においてメールアドレスや電話番号等により認証されたアカウントが開設されている場合等発信者が実在し、当該アカウントから不当な差別的言動を発信していることが明らかであるときには、プラットフォーム上のダイレクトメッセージ等により他の閲覧者に視認されない方法で、説示又は助言を行うことは可能であると考える。また、この場合においては、大阪府のなりすましを防止する対応を行う必要がある。

大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

令和四年三月二十九日

大阪府条例第四十八号

現代社会に生きる私たちにとって、インターネットという便利なツールは、必要不可欠なライフラインとなってきた。私たちはその恩恵を享受し、離れた人々とのコミュニケーションを図ることや、多くの知識や情報を入手して、豊かで便利な生活を送りたいと願っている。

今後、「Society5.0」の到来により、私たちの生活はさらに変容し、社会の成長・発展をもたらす、インターネットは、より進化したコミュニケーションツールとなることが期待されている。

しかしながら、インターネットによるコミュニケーションによって、人生が豊かになる一方で、その使い方や投稿の表現等によって、人権が侵害され、誹謗中傷等^{ひぼう}で心が傷つき、最悪の場合、自ら命を絶ってしまう事態を招くこともある。

このようなことから、インターネット上の誹謗中傷等をはじめとする人権を侵害する投稿や発信を社会全体の仕組みの中で無くしていくことが重要であり、府民一人ひとりが加害者とならない意識をもち、府民の誰もが被害に遭わないよう、命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かなインターネット社会を創り続けていくことが大切である。

こうした認識の下、私たち一人ひとりがインターネット上をはじめ、あらゆる場において、人権を尊重し、たゆまぬ努力をもって、誹謗中傷等の人権侵害のない社会づくりを進めなければならない。

よって、ここに、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止するための施策を推進し、インターネットによる被害から全ての府民を保護し、次世代に豊かな社会を継承すべく、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、府の責務及び府民の役割を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害及び不当な差別的言動（人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認等の共通の属性を理由とする侮辱、嫌がらせ等の言動又は当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、若しくは誘発すると判断できる言動をいう。以下同じ。）等による権利を侵害する情報（以下「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが著しく心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。
- 二 被害者 誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。
- 三 行為者 誹謗中傷等により被害者を発生させた者をいう。
- 四 インターネットリテラシー インターネットの利便性、危険性及び基本的なルールやマナーを理解し、インターネット上の情報を正しく取捨選択し、情報を適正に発信し、並びにインターネット上のトラブルを回避して、インターネットの特性を正しく活用する能力をいう。

(府の責務)

第三条 府は、行為者及び被害者を発生させないための施策、被害者を支援するための施策並びに行為者が再び誹謗中傷等を行うことを抑制するための施策を実施する。

(議会の責務)

第四条 議会及び議員は、この条例の趣旨にのっとり、不断の研鑽^{さん}によりインターネットリテラシ

一の向上に努め、府民の範となって活動し、及び行動する。

(府民の役割)

第五条 府民は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、この条例の趣旨にのっとり、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止の必要性の理解及びインターネットリテラシーの向上に努めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、府が実施する第三条の施策に協力するよう努めるものとする。

(連携協力)

第七条 府は、第三条の施策を円滑に実施するため、国、市町村、支援団体その他の関係機関と連携協力を図らなければならない。

(基本的施策)

第八条 府は、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- 一 府民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策
- 二 被害者の心理的負担の軽減等に関する相談支援体制の整備
- 三 行為者の誹謗中傷等を抑制するための相談支援体制の整備
- 四 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な施策

(インターネットリテラシーの向上)

第九条 府は、府民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、教材等の紹介、情報提供等必要な施策を実施するものとする。

- 2 知事及び教育委員会は、児童及び生徒に対する前項の施策を実施するに当たっては、府立学校、市町村立学校及び私立学校と連携し、保護者の理解を図りながら取り組むよう努めるものとする。

(被害者の相談支援体制)

第十条 府は、被害者の不安、被害者に生じた不利益等を解消し、及び被害者が抱える心理的負担の軽減等を図るため、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
- 二 専門的知識を有する機関の紹介
- 三 前二号に掲げるもののほか、被害者の相談対応として必要な事項

- 2 府は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話しやすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

(行為者等の相談支援体制)

第十一条 府は、行為者の誹謗中傷等を抑制するため、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
- 二 専門的知識を有する機関の紹介
- 三 前二号に掲げるもののほか、行為者の相談対応として必要な事項

- 2 府は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話しやすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

- 3 府は、第一項に掲げるもののほか、自ら発信したインターネット上の情報に関して不安を抱える者の相談に応じるものとする。

(削除の要請等)

第十二条 府は、インターネット上において、特定の個人（府内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。）若しくは当該個人により構成される集団又は府内の特定の地域に関する不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らかであり、当該侵害情報による被害者からの申出があったときその他必要があると認めるときは、特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条

第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)に対する当該侵害情報の削除の要請又は国その他の関係機関に対する当該侵害情報の通報を行うことができる。

(説示又は助言)

第十三条 府は、前条の規定による要請又は通報を行ってもなお当該侵害情報が削除されない場合で、当該侵害情報を発信し、又は拡散した者が明らかであり、必要があると認めるときは、その者に対し、当該侵害情報の削除に向けた説示又は助言をすることができる。

(府民への啓発)

第十四条 府は、この条例の趣旨にのっとり、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の問題に関する府民の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(審議会への諮問)

第十五条 知事は、第八条の規定より府が行う施策の検証並びに第十二条の規定による要請又は通報及び第十三条の規定による説示又は助言を行うに当たっての基本的な考え方等について、大阪府人権施策推進審議会に諮問し、その意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第十六条 府は、第一条の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後一年を目途として、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止及び被害者支援等に関する実効性のある施策、学識経験を有する者等で構成される当該施策に関する検討会議の設置等及び府の組織体制について検討を加え、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第二条の規定による改正後の大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（以下「新条例」という。）第十五条の規定による諮問及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第十五条の規定の例により行うことができる。

人 権 擁 第 1615 号

令和 5 年 11 月 27 日

大阪府人権施策推進審議会

会長 小野 達也 様

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府インターネット上における不当な差別的言動に係る
削除要請及び説示又は助言の基本的な考え方の策定について（諮問）

大阪府では、令和 4 年 4 月に施行された「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の附則の規定に基づき、同年 5 月に設置した「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」の意見を求めたところです。

今般、同有識者会議から令和 5 年 3 月に示された意見を踏まえ、不当な差別的言動に係る削除要請及び説示又は助言を実施するに当たって、その根拠を明確にするため、同年 10 月に条例の一部改正を行い、令和 6 年 4 月から施行することとしています。

つきましては、大阪府インターネット上における不当な差別的言動に係る削除要請及び説示又は助言の基本的な考え方の策定について、大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（令和 4 年大阪府条例第 48 号）第 15 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

大阪府人権施策推進審議会インターネット上の人権侵害解消推進部会委員名簿

弁護士 岡田 健一（専門委員）

神戸大学大学院法学研究科教授 興津 征雄

同志社大学法学部法律学科教授 勝山 教子（部会長）

龍谷大学法学部教授 若林 三奈

（50 音順）

審議経過

第1回 令和5年11月27日

- ・ 不当な差別的言動の法的性質について
- ・ 削除要請の対象外とする情報について
- ・ 説示又は助言の定義について
- ・ 行政指導の相手方となり得る者について

第2回 令和5年12月20日

- ・ 名誉毀損（名誉権の侵害）について
- ・ 名誉感情の侵害について
- ・ プライバシーの侵害について
- ・ 私生活の平穏の侵害について

第3回 令和6年1月29日

- ・ 私生活の平穏の侵害について
- ・ 不当な差別的言動の対象となる範囲について
- ・ 共通の属性が明確に特定されていないものについて
- ・ 大阪府インターネット上における不当な差別的言動に係る削除要請及び説示又は助言の基本的な考え方の策定について（答申）（案）について

参考文献及び裁判例

【文献】

- ・ 公益社団法人商事法務研究会「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ」（令和4年5月）
- ・ 総務省総合通信基盤局消費者行政第二課「プロバイダ責任制限法逐条解説」（2023年3月）
- ・ プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン 第6版」（令和4年6月）
- ・ 一般社団法人セーフティーインターネット協会「権利侵害明白性ガイドライン」（令和3年4月）
- ・ 五十嵐清「人格権法概説」株式会社有斐閣（2003年）
- ・ 松尾剛行、山田悠一郎「最新判例にみるインターネット上の名誉棄損の理論と実務 第2版」株式会社勁草書房（2020年）
- ・ 松尾剛行「最新判例にみるインターネット上のプライバシー・個人情報保護の理論と実務」株式会社勁草書房（2017年）

【裁判例】

- ・ 最判令和4年2月15日民集第76巻2号190頁
- ・ 最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁
- ・ 最判平成24年3月23日裁判集民第240号149頁
- ・ 東京地判平成21年3月3日 Westlaw2009WLJPCA03038001
- ・ 東京地判平成20年10月27日 Westlaw2008WLJPCA10278001
- ・ 東京地判平成26年1月31日 Westlaw2014WLJPCA01318012
- ・ 東京地判令和2年10月30日 Westlaw2020WLJPCA10308012
- ・ 東京地判令和2年10月15日 Westlaw2020WLJPCA10158015
- ・ 東京地判令和3年8月24日 Westlaw2021WLJPCA08248007
- ・ 東京地判令和2年1月23日 D1-Law29058940
- ・ 東京地判令和元年10月30日 LEX/DB25582491
- ・ 札幌地判平成30年6月21日 Westlaw2018WLJPCA06216003
- ・ 熊本地判平成30年5月23日 Westlaw2018WLJPCA05236003
- ・ 東京地判平成28年3月22日 Westlaw2016WLJPCA03228026
- ・ 東京地判平成28年11月24日 Westlaw2016WLJPCA11248010
- ・ 東京地判令和3年7月16日 Westlaw2021WLJPCA07168007
- ・ 東京地判平成29年11月29日 Westlaw2021WLJPCA
- ・ 大阪地判平成27年10月5日裁判所ウェブサイト
- ・ 東京地判平成27年8月25日 Westlaw2015WLJPCA08258020
- ・ 東京地判平成21年11月6日 Westlaw2009WLJPCA11068006
- ・ 東京地判平成26年6月13日 Westlaw2014WLJPCA06138014
- ・ 東京高判平成13年2月15日判タ1061号289頁
- ・ 東京高判令和2年11月25日 Westlaw2020WLJPCA11256019
- ・ 東京地判令和3年9月27日 Westlaw2021WLJPCA09276002
- ・ 東京地判令和3年2月24日 Westlaw2021WLJPCA02248034
- ・ 東京地判平成29年8月24日 Westlaw2017WLJPCA08248009
- ・ 東京地判令和2年11月12日 Westlaw2020WLJPCA11128020